

Unit4 債権①—債権とは

■ Chap1 ■ 債権とは

□債権とは、

特定人から特定人に対する一定の財産上の行為(=給付)を請求する権利をいう。
すなわち債権とは、請求権の一種である。

□債権の発生原因としては、

当事者の合意によるものとして「契約」があり、
合意によらないものとして
「事務管理」、「不当利得」、「不法行為」が例としてあげられる。

中でも、代表的な債権発生原因は契約である。

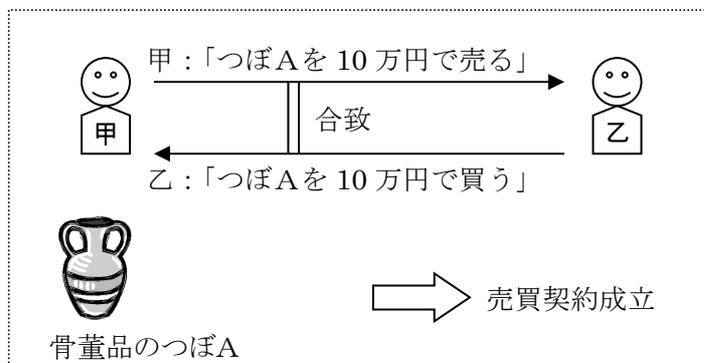
<債権をとりまく一般的な命題>

- 債権が発生すれば、相手方に 債 務 が発生している。
- 債権は権利であり「～～できる」である。
一方、債務は義務であり「～～しなければならない」である。
- 債権と債務、権利と義務はそれぞれ対応関係に立つ。
- 債権を有する者は 債 権 者 とよばれ、
債務を負う者は 債 務 者 とよばれる。

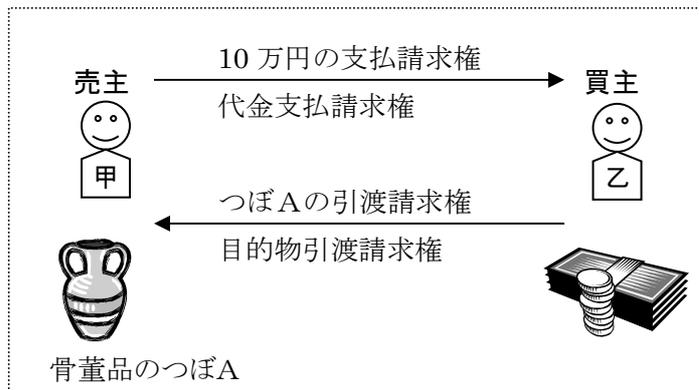
(※例外は大いに存在するが、初学者はひとまずこのイメージを持っておいてほしい。)

契約の代表例たる売買契約から、債権についてのイメージを確立してみよう。

売買契約は「売ります」「買います」(=意思表示の合致)により成立する。



売買契約成立により，当事者の合意に従った
目的物引渡請求権と代金支払請求権が発生することになる。



売買契約の場合，契約成立により2つの債権債務関係が発生する。
売主買主は，いずれも債権者であり，かつ債務者の地位にも立っている。
最初はイメージがつかみにくい箇所である。

■ Chap2 ■ 債権に関する民法の規定

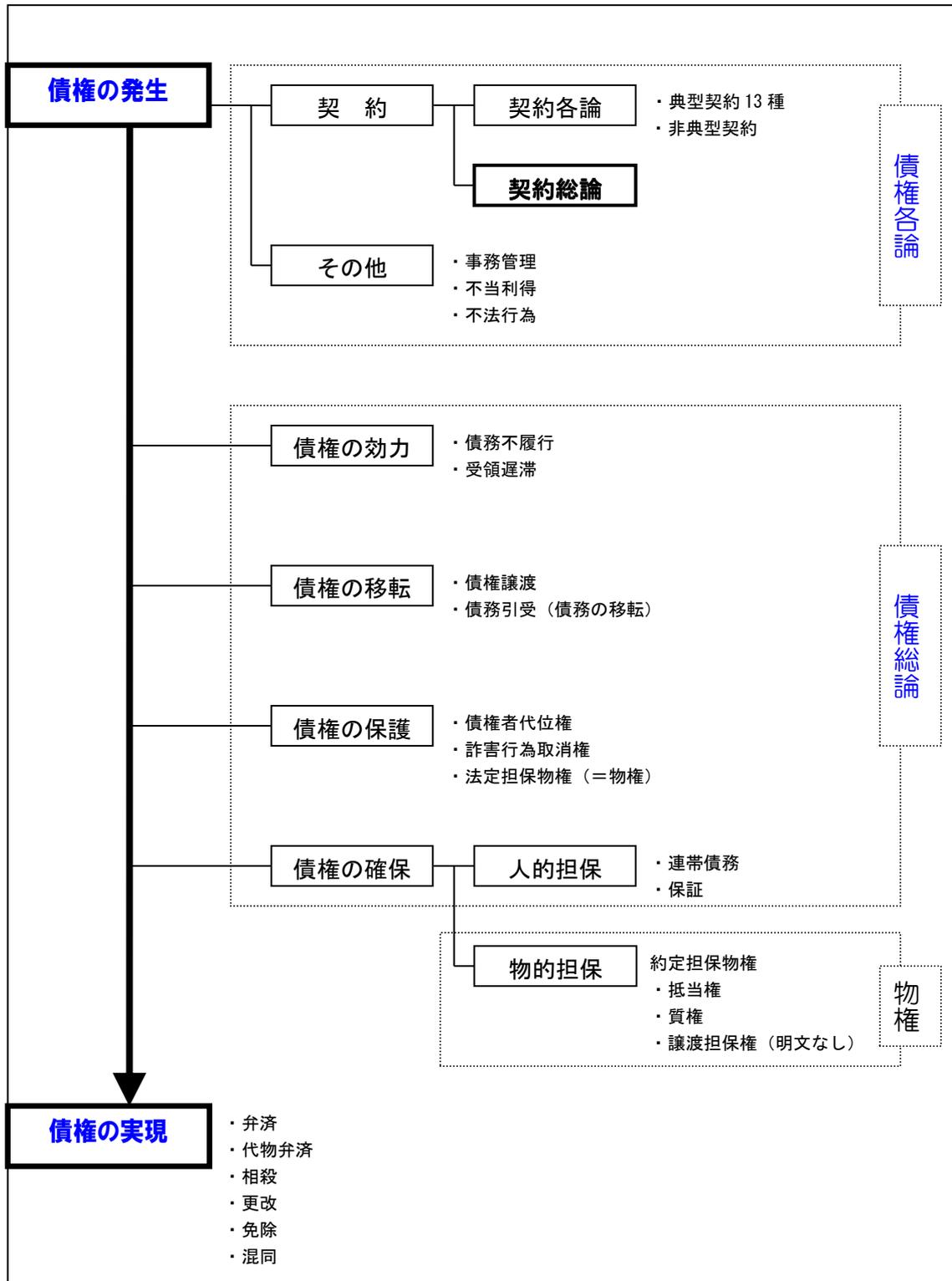
Q. では債権について民法はどう規定しているのだろうか。

□民法は，「第3編 債権」の定めを置いている。

「第1章 総則」は債権総論，
「第2章 契約」「第3章 事務管理」「第4章 不当利得」「第5章 不法行為」は，
合わせて債権各論とよばれる。

さらに，「第2章 契約」は「第1節 総則」を契約総論，
「第2節 贈与」以降は契約各論とよばれる。

ここでひとまず民法が定める制度を，
条文からではなく，債権そのものから整理してみよう。



この表中はすべて重要な項目である。

□民法の条文による制度の並びと、債権そのものから導かれる制度の並びは違う。
 今後の学習では、債権のどの場面の話であるかを意識することが大事である。

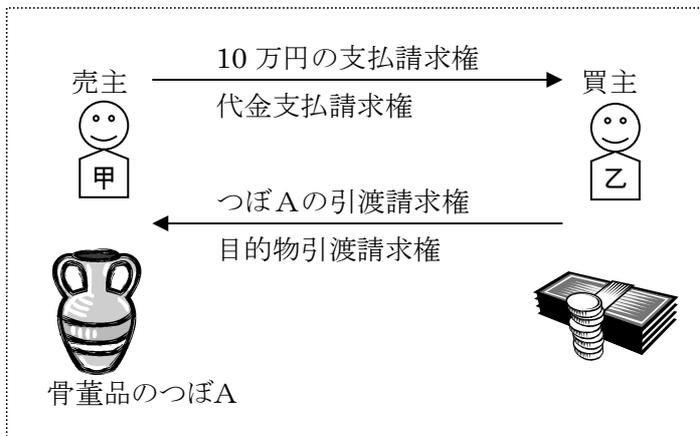
■ Chap4 ■ 債権総論で特に重要な制度～弁済・債務不履行

先の表中はいずれも重要であるが、中でも絶対理解しておきたい制度・概念は以下の二つである。早くから知っておきたい。

1 弁済（＝履行）

弁済とは、約束どおりのことをすること（債務者が定められた内容通りに債務を実行すること）をいう。

「弁済＝履行（＝債務の履行）」と言ってよい。



□上記売買契約であれば、

「売主甲が乙につぼAを引き渡すこと」

「買主乙が甲に10万円引き渡すこと」がそれぞれ弁済であり債務の履行となる。

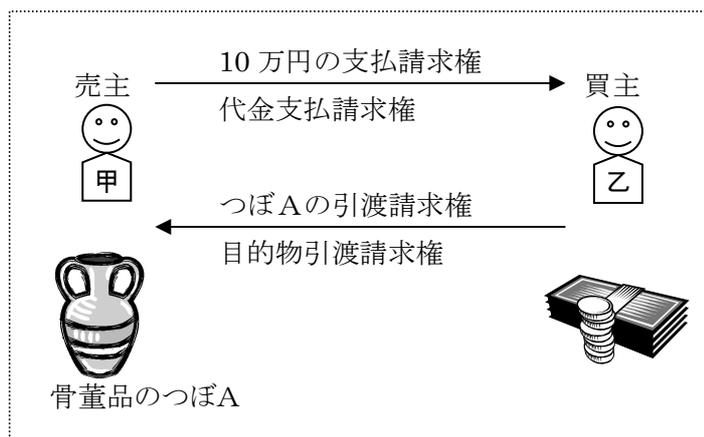
□弁済（履行）により債権・債務はその目的を遂げ、消滅する。

債権債務関係におけるもっともオーソドックスな展開だといえるだろう。

2 債務不履行

債務不履行とは、約束どおりのことをしないことをいう。
一応、3つの類型が考えられている。

- ①約束の期日に履行しない場合…「履行遅滞」
- ②履行ができなくなってしまう場合…「履行不能」
- ③履行はしたものの完全ではない場合…「不完全履行」



□債務不履行は、債権債務関係で問題が生じる場合のオーソドックスな類型の一つである。

□債務不履行が生じた場合、
債権者は、以下のことを請求することができる。

履行遅滞：①強制履行，②損害賠償請求（415条），③契約の解除（541条）

履行不能：①損害賠償請求（415条），②契約の解除（542条），代償請求（422条の2）

※不完全履行は履行遅滞・履行不能に準じて考える

それぞれ請求するためには、要件（＝必要な条件）があるが、ここでは割愛する。
債務不履行という言葉にまずは慣れていただきたい。